

新潟県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県（以下「県」という。）が、福祉施設関係団体や福祉職能団体、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と相互協力の下、大規模災害の発生時に一般避難所等における福祉支援を行い、災害時要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される新潟県災害派遣福祉チーム（以下「新潟県DWAT」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に定める定義と同じものとする。

(事前協定等)

第3条 県は、社会福祉に関する事業を行う事業所・施設等（以下「事業所等」という。）が加入する団体又は職能団体（当該団体が法人格を有しないものにあっては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して新潟県DWATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「構成団体」という。）との間に、新潟県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号）を締結する。

- 2 県と協定を締結した構成団体に加入する事業所等のうち、新潟県DWATの派遣に協力する事業所等（以下「協力事業所等」という。）は、新潟県DWAT協力事業所等届出書（様式第2号）を、県に提出する。
- 3 県は、協力事業所等、又はその他新潟県DWATの派遣に協力する施設等（当該施設等が加入する団体が新潟県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結していないものに限る。以下「個別協力施設等」という。）の長から新潟県DWAT協力事業所等届出書（様式第2号）の提出があった場合、当該事業所等と新潟県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号）を締結する。
- 4 県は、第2項の届出書及び前項の届出書により新潟県DWAT協力事業所等一覧（様式第3号）を作成する。

(チーム員候補者の届出)

第4条 協定書第2条1項に基づく協力依頼に基づく依頼に対し、新潟県DWATへの協力が可能な事業所、施設、法人又は個人会員は、以下の区分により県に対し届出を行う。

- (1) 協力事業所等は、新潟県DWATチーム員候補者届出書（様式第4号）によりチーム員候補者の届出を行う。
- (2) 新潟県DWATへの協力が可能で、構成団体又は協力事業所に所属しない福祉関係資格等の有資格者、もしくは県と協定を締結した職能団体の個人会員、その他個人として活動する者である場合は、その者が新潟県DWATチーム員候補者届出書（様式第5号）によりチーム員候補者の届出を行う。

(チーム員の登録)

第5条 県は、前条により届け出のあったチーム員候補者について、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修である登録時研修を行う。

- 2 県は、登録時研修を修了した者を、新潟県DWATチーム員登録者名簿（様式第6

号) (以下「登録者名簿」という。) に登録するとともに、新潟県DWA Tチーム員登録証(様式第7号) (以下「登録証」という。) を各チーム員に交付する。また、チーム員が所属する構成団体へも登録が完了した旨の通知を行う。

- 3 チーム員は、前項により登録されたチーム員の登録内容に変更が生じたときは、速やかに新潟県DWA Tチーム員変更等届出書(様式第8号)を県に提出する。
- 4 県は、チーム員から前項の変更届出書が提出されたときは、登録者名簿を修正する。
- 5 チーム員は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに新潟県DWA Tチーム員登録証再交付申請書(様式第9号)を県に提出し、新たな登録証の再交付を受けなければならない。

(チーム員登録の抹消)

第6条 チーム員は、登録の辞退を申し出る事象が生じた場合は、速やかに新潟県DWA Tチーム員変更等届出書(様式第8号)を県に提出するものとする。

- 2 県は、チーム員から前項の変更等(辞退)届出書が提出されたときは、当該チーム員の登録を抹消し、登録者名簿から削除する。
- 3 県は、チーム員について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を届け出た協力法人又は協力団体と協議の上、登録を抹消し、登録者名簿から削除するものとする。
- 4 チーム員は、前2項により登録を抹消された場合、直ちに登録証を県に返還するものとする。

(新潟県DWA T本部)

第7条 県は、災害発生時に必要に応じ、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会災害対策本部(以下「新潟県DWA T本部」という。)を立ち上げる。

- 2 新潟県DWA T本部は、都道府県災害対策本部や市町村災害対策本部、関係団体等からの情報収集等により、災害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況について情報収集を行う。
- 3 新潟県DWA T本部は、ネットワーク協議会会議を招集してチーム派遣の要否について協議する。但し、交通途絶その他の事情により会議の招集が困難な場合はこの限りではない。
- 4 新潟県DWA T本部は、前項の協議の結果、チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示する。

(新潟県DWA Tの編成及び移動手段)

第8条 新潟県DWA Tは、別表に掲げる者のうち、県と協定を締結した協力事業所等及び個別協力施設等の長の推薦を受けた者、登録のあった職能団体個人会員等により構成する。

- 2 新潟県DWA Tは、事前に登録された者から、1チームあたり5名程度で編成し、各チームにはリーダーを置き、リーダーは新潟県DWA Tを統括する。
- 3 新潟県DWA Tの活動期間は、原則として災害より1カ月程度とし、1チーム当たりの派遣期間は連続5日間以内とする。但し、必要に応じて期間を延長することができる。
- 4 新潟県DWA Tにおいて被災市町村とのつなぎ及び調整等を行う人員として、県職員を新潟県DWA Tに加えることができる。
- 5 新潟県DWA Tの活動期間は、原則として災害の初期(発災後概ね3日後から1か

月)とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

6 県は、新潟県DWATの派遣に伴う移動手段について、チーム員を派遣する構成団体等と協議のうえ決定する。

(活動内容)

第9条 新潟県DWATの活動は、次の内容を基本とする。

- (1) 避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング
 - ア 一般避難所等に避難している者(以下「避難者等」という。)の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。
 - イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつなぐ。
 - ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。
- (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
 - ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 一般避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
 - ア 一般避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 新潟県DWATは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 新潟県DWATは、被災市区町村災害対策本部、一般避難所の管理者からの活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図るとともに、一般避難所における情報共有のための会議への参加、地域の社会福祉施設等との連携等、関係者との連携を図り、活動を行う。

(派遣基準)

第10条 新潟県DWATの派遣は、次のいずれかに該当する場合において、県が決定する。

- (1) 県内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性がある災害が発生した場合であって、県が新潟県DWATを派遣する必要があると認められるとき。
- (2) 県内で災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される可能性がある災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村から県に対して新潟県DWAT派遣要請書(様式第10号)による派遣要請があったとき。
- (3) 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対して、新潟県DWATの派遣要請があり、新潟県DWATを派遣する必要があると認められるとき。
- (4) その他特に必要であると認めるとき。

(派遣等)

第11条 県は、前条の規定により新潟県DWATを派遣するときは、チームの派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定する。

2 新潟県DWAT本部は、チーム員の所属する協力事業所等の長等に対し、新潟県DWAT派遣依頼書(様式第11号)によりチーム員の派遣を依頼する。

- 3 前項の依頼を受けた事業所等の長等は、速やかに派遣の可否を判断し、新潟県DWA T派遣承諾書（様式第12号）を新潟県DWA T本部に提出するとともに、新潟県DWA Tにチーム員を派遣する。
- 4 新潟県DWA Tのリーダーは、各日の新潟県DWA Tの活動状況等について記録するとともに、新潟県DWA T活動記録報告書（様式第13号）により、新潟県DWA T本部に報告するものとする。
- 5 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

（新潟県DWA T派遣の終了）

第12条 新潟県DWA T本部は、派遣した新潟県DWA Tからの報告や地域の社会資源の復旧状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等との協議の上、新潟県DWA Tの派遣終了を決定する。

（身分と補償）

第13条 新潟県DWA Tの派遣は、県からの依頼により公式に派遣されるものであり、チーム員は公務に準ずる活動に従事する。

- 2 チーム員は、所属する協力法人等の職員の身分によりチーム活動に従事する。ただし、職能団体個人会員及び個人として活動する者については、個人の身分をもってチーム活動に従事するものとする。
- 3 県は、新潟県DWA Tの業務に関する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、その保険料を負担することとする。
- 4 県がチーム派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用のほか、県が加入する傷害・賠償責任保険により補償を受けるものとする。

（研修及び訓練等）

第14条 県は、災害時の福祉支援活動等に必要な知識の習得及び技術の向上を図るために、チーム員を対象とした研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

- 2 県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができる。
- 3 チーム員登録者及び協力法人等は県が行う研修及び訓練への参加に努めるものとする。

（費用負担等）

第15条 県の要請に基づく新潟県DWA Tの派遣及び構成団体の派遣支援に要する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用（以下「支弁対象費用」という。）については、同法の定めるところにより県が費用を負担する。

- 2 県は、前項以外の新潟県DWA Tの派遣に関する費用については、県、県社協及び各関係団体と協議の上、決定する。
- 3 県は、チーム員を派遣した施設の長等に対し、費用を支払うものとする。
- 4 県は、平時における新潟県DWA Tの研修、訓練その他新潟県DWA Tの活動に必要な資機材の整備等に係る費用について負担する。

(周知・啓発等)

第 16 条 県は、災害時に新潟県DWATが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、新潟県DWATの活動に関する市町村及び地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、県と構成団体及び県社協が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

資格・職種	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士 等
-------	---